

常任委員長報告

総務委員長報告 平成21年11月定例会(12月15日)

総務委員長報告をいたします。

今定例会で総務委員会に付託された議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託された議案は、予算案1件、条例案2件、一般事件案2件及び議員提出議案1件であります。これらの議案について慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案の審査過程における委員からの質疑、意見等のうち、主なものについて報告いたします。

まず、予算案についてであります。

委員から、専修学校進学者特別支援事業に関して、選考の方法、貸与する人数枠、県内の学校に限定することの公平性などの質問がありました。

執行部からは、就職活動の状況により選考していること、過去の専修学校への進学状況などから人数枠を設定していること、また県内学校に限定するのは県内学校の卒業生は県内に定着することが多いことによる旨、回答がありました。

次に、「島根県水と緑の森づくり条例の一部を改正する条例」についてであります。委員からは、水と緑の森づくり事業によって行う間伐は民有林が対象になるのか、作業道などの整備はどうかについて質問がありました。

執行部からは、間伐は基本的には民有林が対象であること、作業道については、当該間伐作業に当たって必要となるものは対象としていることや、国においては、作業道整備に相当の予算が確保されていることから、これらを活用しながら積極的に整備していきたいとの回答がありました。

議員提出議案第12号「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書」は、行政府に対し直接地方の声を受け止める適切な仕組みを保障するよう意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、県連、地方選出議員を通して陳情、要望を民主党本部、政務三役につなげるので、陳情、要望窓口の一元化により、地方の声が国に届かないわけではないこと、また請願も国会を通して国民の声が反映される仕組みは、憲法で保障された現行制度の中で従来と同様の取り扱いであることなどの理由から、意見書提出に反対する意見がありました。

以上の審査を経て、最終的に採決を行ったところ、意見書提出に賛成する意見多数で、「採択」すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

このたび新規に提出された請願3件について、慎重に審査いたしました。その結果を申し上げます。

新規の請願第46号「子どもの権利条約」の趣旨にそい、私学助成制度の堅持と私学助成費の増額などを求める請願」は、私学助成費の大幅増と公費助成の増額の意見書を国に提出することを求めるものであります。大幅増額を求める項目は、県の財政状況が厳しいことから「不採択」との審査結果でありました。また、その他の項目は、国の動向を注視する必要があることから、「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

新規の請願第49号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」を政府等に提出を求める件」は、全会一致で「採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、新規の請願第50号「永住外国人への地方参政権の付与の法制化に反対する意見書提出を求める請願書」は、永住外国人地方参政権付与に反対の意見書を政府等へ提出することを求めるものであります。

委員から、島根県議会は、平成7年3月に「定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書」を国に提出していること、地域で一緒に生活している外国人が地域づくりに参画するためには地方参政権が必要であること、地域事情として竹島の問題もあるが、竹島と地方参政権の問題をリンクさせるのは疑義があること、などの理由から、意見書提出に反対する意見がありました。

これに対し、平成7年頃に全国多くの地方自治体で、永住外国人の地方参政権付与に賛成する意見書が採択され、国においても平成12年に集中審理されたものの廃案となった経緯があるが、当時とは外交安全保障の状況も異なり、現在の政権与党の外交安全保障の政策が不安定で方針が固まらない状況では、竹島問題を抱える島根県として請願に賛成すべきとの意見や、憲法解釈、最高裁判例などを見たときに、選挙権を有する住民に定住外国人は含まれていないこと、また、国政の参政権と地方参政権は、別々に扱うものではなく重なり合う部分もある一体不可分のものであることから、帰化の選択肢があるのであれば、地方参政権を認めるべきではない、などの意見がありました。

以上の審査を経て、最終的に採決を行ったところ、意見書提出に賛成する意見多数で、「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

最後に、報告事項など所管事項調査に関連した主なものについて申し上げます。

警察本部所管事項のうち、交番・駐在所の適正配置について報告がありました。

委員から全国と比較した駐在所の数だけではなく、中山間地域における地元住民の安心感や利便性などを含め検討しているのか、地元の理解を得たうえで統廃合されるのかなど質問がありました。

これに対し、執行部からは、駐在所を廃止する地域を含めて警察署全体の治安対策を強化するため、本署に24時間体制のパトロール隊を新設・増強し、初動体制を確保するもので、統廃合にあたっては、地域住民の方と協議して進める旨、回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、総務委員長報告といたします。

文教厚生委員長報告 平成21年11月定例会(12月15日)

文教厚生委員長報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今期定例会において文教厚生委員会に付託されました議案は、予算案2件、条例案1件、及び一般事件案11件であります。

これら議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

議案の審査過程において委員から出された質疑や意見等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、「市町村への権限移譲」についてであります。

執行部から、母子・寡婦福祉資金の貸付事務について、平成22年度から江津市、雲南市、飯南町、美郷町の4市町に移譲し、既に移譲した6市町村と合わせ、来年度から、この資金の貸付申請の受理などの事務が10市町村で行われることになる、との説明がありました。

委員から、松江市など5市が移譲を受けていないが、特別な事情があるのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、母子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務は、昨年度から移譲項目となったもので、市町村では人員体制や事務内容の検討が必要と考えられ、すぐに21市町村が移譲を受けることに至っていない状況である。

この事務の移譲により、市町村の福祉事務所における相談業務や支援とあわせて、この資金の貸付申請についても市町村窓口で対応できることとなり、住民の利便性も向上するため、移譲を受けていない市町に対し、引き続き理解を求めていくよう努めたい、との回答がありました。

次に、「公の施設の指定管理者の指定」についてであります。

執行部から、県立の体育施設、教育文化施設の8施設の指定管理者について、選定結果が示され、平成22年度から管理業務を委託したい、との説明がありました。

委員から、施設・設備の管理に加えて委託する、例えば、企画展示や調査研究、教育普及活動などのソフト的業務は、長期間をかけて企画・準備・実施するものであり、指定管理期間が5年間では短かすぎる場合も考えられる。ソフト的業務の委託方法を含めて、指定管理者制度の運用の在り方については、課題を検証しながら見直しを検討していくべきではないか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、公の施設の管理については、地方自治法上、直営又は指定管理によることとされており、今回は、条例上、指定管理とすることを義務づけられている施設について、全庁的な統一方針に沿って、平成22年度から5年間の指定管理契約を更改しようとするものである。

指定管理者制度は、サービスレベルの向上とコストダウンの両面が期待されるとして制度化されたものであるが、教育委員会所管の施設は、単なる施設・設備の維持管理にとどまらず、社会教育や文化振興・スポーツ振興など教育施策そのものに深く関わっている。

長期間にわたって地道に取り組む必要のあるソフト的業務を的確に実施してもらうためには、指定管理者側の職員のモチベーションが重要であり、今後とも、指定管理の成果と課題を検証しながら、委託業務内容や発注方法等について検討していきたい、との回答がありました。

さらに、委員から、今後の検討にあたり、指定管理によって施設の使い勝手がよくなったのか、利用者側の視点からも検証してほしい。また、施設管理者において障害者雇用が促進されるような委託の在り方を検討してほしい、との意見がありました。

次に、請願の審査について申し上げます。

新規に付託されました請願2件及び継続審査中の16件について、執行部から状況説明を受け慎重に審査しました結果を申し上げます。

新規の請願第47号は、「後期高齢者医療制度の廃止と新たな医療制度の創設を求める意見書の採択」を趣旨とするものであります。

高齢者の医療制度については、今後の国における検討の動きを見守る必要があるため、「継続審査」とすべきものと決定いたしました。

同じく、新規の請願第48号は、「社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の採択」を求めるものであります。

雇用と住居を失った者に対する支援策の恒久的な制度化、また、生活保護の運用の改善等は、国において検討されている事項であり、今後の動向を注視する必要があるため「継続審査が適当」という意見に対し、この請願趣旨は喫緊の課題であり、この機会をとらえての意見書提出が重要で「採択とすべき」との意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により「継続審査」とすべきものと決定いたしました。

最後に、報告事項など所管事項調査に関連したものについて申し上げます。

「来年3月の県立高校卒業予定者の就職内定状況」についてであります。

執行部から、11月末における県立高校卒業予定者の就職内定状況は、約千人の就職希望者のうち、内定者は829人、内定率は82.7パーセントであり、経済情勢が悪化し、雇用環境が厳しくなる中であって、去年同期よりも約3パーセント低い状況となっている、との報告がありました。

委員から、就職率で前年と比較すると、若干の減少と見えるが、人数で比べると200人程度減っていることは、就職から進学に進路変更したものと考えられ、この生徒らが数年後、社会に出るときに備えるために、教育委員会だけでなく関係する部局と連携し、県としての雇用対策を総合的に考えてほしい、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、学校現場も、いわば緊急避難のような方法として専修学校などに進路を勧めることもある。その後の若者の就業対策については、引き続き、商工労働部等と連携して受け皿づくりに努めてまいりたい、との回答がありました。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。

農水商工委員長報告 平成21年11月定例会(12月15日)

農水商工委員長報告をいたします。

農水商工委員会に付託されました議案の審査経過並びに結果等について報告いたします。

今期定例会において農水商工委員会に付託されました議案は、予算案1件、条例案3件、一般事件案4件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、条例案第160号及び一般事件案第188号は、賛成多数により、それ以外の議案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案の審査過程における委員からの意見等のうち主なものを報告いたします。

予算審査の過程で、委員から、商工労働部が提案した緊急雇用創出事業の前倒し実施は勿論重要であるが、例えば、需要の多い介護・保育分野の雇用創出を図るために、市町村における介護事業や保育事業にかかる施設整備計画を5年分まとめて前倒しで行うことにより一気呵成に新規雇用の増加を図るなど、県として施策を検討することが必要ではないかとの意見がありました。

このことについては、他の委員からも保育士や介護福祉士などの現場の声や実態を交えた同様の意見がありました。

執行部からは、厳しい雇用状況のなか、新規雇用の創出は商工労働部所管部門の製造業等だけでは吸収しきれない可能性もあり、介護や保育部門のニーズ等について部局横断的に議論をしていきたいとのことでした。

また、近く開催が予定される知事と県内金融機関、経済団体、労働団体等との意見交換において、執行部におかれては、県内経済、雇用状況全般に亘って、それぞれの対策について確認したいとのことあります。これに対して委員から、どうの方策で何が求められているのか、具体的な施策、効果が出る方向での議論を進めてほしいとの意見がありました。

次に、請願の審査について申し上げます。

請願第33号「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願につきましては、前回から状況に変化はなく、判断に至る動きや材料が無いことから、全会一致で、引き続き「継続審査」といたしました。

続いて、所管事項の調査における委員からの質疑、意見等のうち、主なものについて報告いたします。

農林水産部所管事項で「県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業」について、構造材に県産木材を50%以上使った木造住宅の新築・購入及び増改築については計画を上回る申し込みがあり、当事業の助成見込総額は9千5百万円余となるとの報告がありました。

委員から、当事業の助成上限30万円に加え、住宅エコポイント、太陽光パネル、更に緑化対策、景観対策等の助成を受けると総額幾らの助成が受けられるかとの問いがありました。

執行部からは、木造住宅を建てる際、受けられる助成措置として、県をはじめ、国事業、市町村事業とあるが、全ての事業を組み立てて総額を明示したものはないとのことでした。これに対して委員から、それぞれの事業主体が単発で広報し、PRをするよりも、トータルで全体像が分かるパンフレットの作成が有効ではないか、作成に際しては分かり易く、県民に広くアピールすることに留意して進めるべきとの意見があり、執行部からは、県産木造住宅への支援の観点から農林水産部が主導し、県の他部局や市町村の協力を得て作成したいとの答弁がありました。極めて厳しい経済環境の中、できるだけ早く、広く県民に情報が伝わるよう執行部におかれては迅速に対応されるよう期待します。

最後に、請願、陳情の処理について申し上げます。

議会が受けた請願、陳情につきましては、委員会に付託され、或いは回付を受けて調査、審査を行っているところですが、今回、審査した中に、当委員会だけでは判断の難しい項目がありました。今後、適切な調査、審査を行うため、議会事務局に的確な指示を行い、また状況説明等協力いただく執行部の意見を聴取するなど、その内容や願意を踏まえ、事前に十分な調整を図りつつ進めていきたいと考えます。

以上で農水商工委員会の委員長報告を終わります。

建設環境委員長報告 平成21年11月定例会(12月15日)

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において建設環境委員会に付託されました議案は、予算案3件、条例案3件及び一般事件案10件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、一般事件案第164号から第168号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

委員から、それぞれの公の施設は島根県の存在意義の構築のために整備された施設であり、指定管理者の指定にあたっては、ただ単にコスト面が安いということだけでなく、その施設の存在意義や理念を、運営面に活かしていくという観点で選考を行うことが必要である、との意見がありました。

執行部からは、このたびの指定管理者の選定にあたり、文化施設については、ソフト運営面をより重視するような対応をとっている。今後も、コストだけでなく、そのような観点も入れていきたい、との説明がありました。

次に、報告事項など所管事項調査に関連したものについて申し上げます。

土木部の所管事項「除雪事業共同受注の試行について」であります。

執行部からは、長引く景気低迷や近年の公共工事の縮減に伴い、建設業者の倒産・廃業や経営体力が低下したことから、老朽化した除雪機械の保守及びオペレーターの確保が困難となり、良好な除雪体制を維持していくことが難しい状態となった。このため、従来路線ごとに個々に発注してきた除雪作業を地元業者でつくる協同組合

に一括委託する共同受注を、今年度、大田管内において試験的に導入する、との説明がありました。

委員から、今年、委員会が調査を行った福島県においては、除雪以外にも道路の維持補修や河川の維持管理なども共同受注を行っていたが、今後どのように進めていくのか、との質問がありました。

執行部から、今回の大田管内のモデル事業を検証し、今後、除雪事業や道路の維持補修及び河川の維持管理などを含めた広範な業務内容について、各地方機関での対応を検討する、との説明がありました。

また、委員から、今回の共同受注は、三十数社が加盟する大田建設業協同組合との随意契約であり、競争入札の流れに逆行するものではあるが、今後、人口や建設業者が減る中で、島根県を守っていくために、島根県の入札制度や建設業界のあり方について、島根型のルールを考えていかなければならない、との意見がありました。

執行部から、従来の入札発注の仕組みとは若干違ってはいるが、住民サービスの視点からモデル的に取り組んだものであり、今後問題点等の検証を行っていきたい、との説明がありました。

次に、直轄事業の概算要求の問題についてであります。

委員から、3月に凍結となり、7月に凍結解除となった国道54号線三刀屋拡幅事業について、マスコミによると、今また凍結されるとの報道がなされている。一度ならずも二度まで凍結するということは、住民が国に対する不信感を招くことになる。県としても、再度凍結されることがないよう最大限の努力をされたい、との意見がありました。

執行部から、報道された後、国土交通省に問い合わせを行ったところであるが、凍結する旨の発言は行っていないとの回答を得ている、との説明がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べまして、委員長報告いたします。